

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2014/7/1 号 (No. 191)

=====

【ジェットロから公募のお知らせ】

● 「2014 年度中小企業海外侵害対策支援事業」のお知らせ

ジェットロでは中小企業の模倣品・海賊版対策サポートのため、2014 年度中小企業海外侵害対策支援事業の公募を開始いたしました。

<事業概要>

ジェットロが現地の調査機関に委託し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の2/3（上限額 400 万円）を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、ご不明な点等ございましたらジェットロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

申請受付期限：2014 年 10 月 31 日（金）17：00 必着

※期限内随時受付

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<2013 年度実績>

2013 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。

（中国 7 件、ベトナム 1 件、米国 3 件）

お問い合わせ：ジェットロ知的財産課

担当：城倉（じょうくら）、唐澤、佐藤、谷波

TEL：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289

E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 「著作権法」改正案が公表、来月 5 日までパブコメ（国务院法制弁公室公式サイト 2014 年 6 月 9 日）
2. 国家工商総局、「企業信用情報公示システム」で処罰情報を公開（国务院法制弁公室公式サイト 2014 年 6 月 6 日）

3. 工商総局、「企業名称登記管理実施弁法」を改正、意見募集中(工商総局公式サイト 2014年6月6日)
4. 「電子商取引法」作成中、賠償責任を明確に(新華網 2014年6月18日)
5. 香港、著作権条例を改正、適用除外拡大(中国新聞網 2014年6月12日)
6. 工商総局、「反独占法」関連細則を作成、一般向け意見募集(工商総局公式サイト 2014年6月11日)

○ 中央政府の動き

1. 商務部：展示会産業の規範化を促進、知的財産権保護を強化(国家知識産権網 2014年6月8日)
2. 国家知識産権局、国家レベルの知的財産権保護規範化市場を育成(国家知識産権網 2014年6月6日)
3. 国家知識産権局とWIPO、PCT事業推進で合意(国家知識産権戦略網 2014年6月6日)
4. 林業局、植物新品種に関する権利侵害摘発特別行動の活動プランを発表(中国知識産権資訊網 2014年6月18日)
5. 国家版權局など4部門、「剣網2014」特別行動を実施(国家知識産権戦略網 2014年6月13日)
6. 国家林業局、権利侵害行政処罰事件情報公開に関する実施細則を發布(国家知識産権網 2014年6月11日)

○ 地方政府の動き

1. 河北省、民間企業発展推進の意見を發布、職務発明を奨励(国家知識産権網 2014年6月9日)
2. 北京市所管企業300社の正規版化作業、年内達成を目指す(国家保護知識産権網 2014年6月6日)
3. 深セン市：国家自主イノベーションモデル区建設へ(新華網 2014年6月5日)
4. 遼寧省、行政法執行と刑事司法の情報共有システムを開通(国家知識産権網 2014年6月13日)
5. 四川省、専利出願の質向上に向け7施策を打ち出す(中国知識産権資訊網 2014年6月12日)
6. 北京と天津、第3回京交会の知的財産権保護で提携(国家知識産権網 2014年6月10日)

○ 司法関連の動き

1. 東芝、フラッシュメモリー特許侵害で台湾企業4社を提訴(商務部公式サイト 2014年6月8日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 四川省、権利侵害・模倣品摘発活動計画に関する意見を發布(四川省人民政府サイト 2014年6月3日)
2. 広東省、模倣品摘発指導グループ会合を開催、次段階活動方針を決定(国家知識産権網 2014年6月3日)
3. 雲南省、電子商取引分野の専利法執行特別行動を実施(国家知識産権戦略網 2014年6月13日)
4. 中国とフランス、偽ワイン撲滅で提携、フランス産ワインを保護(中国新聞網 2014年6月9日)

○ 統計関連

1. 広東省、新エネルギー車の特許出願件数が7669件、国内最多(国家知識産権網 2014年6月5日)
2. 中国が世界一の産業ロボット市場に＝中国ロボット産業連盟統計(新華網 2014年6月17日)

○ その他知財関連

1. 甘紹寧・SIPO副局長、米AIPLA代表団一行と会談(国家知識産権網 2014年6月13日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「著作権法」改正案が公表、来月5日までパブコメ★★★

国家版權局が作成し、國務院に提出した「中華人民共和國著作權法」改正案は6日、中国政府法制情報網で公表された。7月5日まで一般向け意見募集を行う。

著作権法が1991年施行されて以来、3回目の改正となる。今回の改正案では、著作権の帰属規定の拡充、強制許諾制度の追加とエンフォースメント関連規定の拡充、救済措置の改善などが行われた。特に、著作権保護の水準の向上を目指し、行政による法執行手段を増やし、法定の賠償基準を引き上げた。

改正案に対する意見やアドバイスは、以下の方法で提出することができる。

▽中国政府法制情報網 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスしオンラインで提出

▽郵送 北京市 2067 信箱 郵便番号：100035

▽電子メール zzqf@chinalaw.gov.cn

(出典：國務院法制弁公室公式サイト 2014年6月9日)

★★★2. 国家工商総局、「企業信用情報公示システム」で処罰情報を公開★★★

国家工商行政管理総局は6日、「企業信用情報公示システムで工商行政管理機関の処罰事件関連情報を公開する規定」の意見募集稿を発表した。

「規定」は23条からなる。企業信用情報公示システムで公開される行政処罰事件の対象範囲、内容、手続、監視管理などに関する規定が盛り込まれている。

「規定」意見募集稿の全文は工商総局の公式サイトに掲載されており、

(http://www.saic.gov.cn/gzhd/zqyj/201406/t20140606_145766.html) コメントや提案などは、7月7日までに以下の方法で提出できる。

▽中国政府法制情報網 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスしオンラインで提出

▽国家工商総局公式サイト (<http://www.saic.gov.cn>) にアクセスしオンラインで提出

▽郵送 北京市西城区三里河東路8号 国家工商総局法規司 郵便番号：100820

▽電子メール fgszqyj@saic.gov.cn

(出典：國務院法制弁公室公式サイト 2014年6月6日)

★★★3. 工商総局、「企業名称登記管理実施弁法」を改正、意見募集中★★★

工商登記制度の改革と工商登録制度の利便化を一層促進するために、国家工商行政管理総局は「企業名称登記管理実施弁法」と「企業經營範圍登記管理規定」について改正を行い、それぞれの意見募集稿を作成した。

工商総局は5日、公告を出し、2つの意見募集稿に対する意見、アドバイスを一般向け募集すると発表した。意見募集稿に対する意見などは工商総局の公式サイト、電子メール、郵送などの方法で提出することができる。意見募集の締切日は6月19日。

(出典：工商総局公式サイト 2014年6月6日)

★★★4. 「電子商取引法」作成中、賠償責任を明確に★★★

商務部は現在、全国人民代表大会財政經濟委員会に協力して「電子商取引法」の起草作業を進めている。世界最大のオンライン小売市場になっている中国で、ネット通販に関する法整備を推進する狙い。商務部関係者が6月17日、明らかにした。

中国のオンライン小売市場は昨年、総売上高が1兆8500億元に達し、米国を抜き世界最大となった。今年1～5月はオンライン小売総額が前年同期比32.5%増加し、急成長の傾向を維持している。一方、ネット詐欺や模倣品販売などの課題が浮上し、対応が急がれている。

商務部が全人代財経委に協力して起草中の「電子商取引法」は、ショッピングサイトの商品品質管理責任の明確化、品質関連紛争の挙証責任、賠償責任、情報開示制度などに関する内容が盛り込まれる見通し。同関係者はまた、商務部は「オンライン小売第3者プラットフォーム取引規則管理条例」、「ネット上のビジネスデータ保護弁法」などの法規の作成も検討中であると説明した。

(出典：新華網 2014年6月18日)

★★★5. 香港、著作権条例を改正、適用除外拡大★★★

香港政府は、今月18日に立法会に提出する予定の「2014年著作権（改正）条例草案」に、表現の自由に関するネットユーザーの懸念を反映し、著作権侵害の適用除外を拡大する内容を盛り込んだ。パロディや風刺、時事問題についてのコメント、スクリーンショットなどを除外範囲に新規追加した。

一方、「草案」は、除外範囲の拡大は公平の原則に基づいて、新作の目的・性質、営利目的の有無、原作の市場価値への影響などを総合的に考慮して判断することを強調した。

草案は18日立法会に提出される。早ければ、新条例は来年にも発効する見通しである。

(出典：中国新聞網 2014年6月12日)

★★★6. 工商総局、「反独占法」関連細則を作成、一般向け意見募集★★★

「反独占法」の施行を徹底し、法執行業務の透明度を高めることを狙い、国家工商行政管理総局（工商総局）が「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定」（意見募集稿）を作成した。

工商総局が6月10日発表した公告によると、意見募集稿に対する意見、アドバイスなどは中国政府法制網、工商総局公式サイト、郵送、電子メールなどの方法で提出することができる。意見募集の締切日は7月10日。

(出典：工商総局公式サイト 2014年6月11日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 商務部：展示会産業の規範化を促進、知的財産権保護を強化★★★

中国政府は展示会産業の市場秩序の規範化を一層促し、知的財産権保護と信用システムの整備を強化し、無秩序な競争を避ける方針を決定した。北京で開催された中国国際展示会産業発展大会に出席した商務部責任者が表明した。

同責任者によると、展示会市場の更なる規範化を目指し、国は、業界の特徴と市場の需要を踏まえて展示会における知的財産権保護を強化し、主催者が特許出願、商標登録などを通じて展示会の知的財産権を保護することを奨励するとともに、経営・サービス、省エネ・環境保護、従業者資格、情報技術など関連業界基準の作成、普及を推し進めていることとしている。

(出典：国家知識産権網 2014年6月8日)

★★★2. 国家知識産権局、国家レベルの知的財産権保護規範化市場を育成★★★

国家知識産権局はこのほど、国家レベルの「知的財産権保護規範化市場」の育成対象の第一陣リストに盛り込まれた65の専門市場を発表した。育成対象に選ばれた専門市場は2年以内に育成作業を終了することが求められている。

国家知識産権局の責任者によると、育成作業は重点分野、重点地域の知的財産権保護に取り組み、知的財産権保護意識と能力が強く、関連管理制度が整備された多数の専門市場の育成を目指す。「知

的財産権保護規範化市場」で各地域、各業界の知的財産権保護を牽引し、政府、業界協会、企業が提携し合う専門市場の知的財産権保護体制の形成につながることを期待される。

(出典：国家知識産権網 2014年6月6日)

★★★3. 国家知識産権局とWIPO、PCT事業推進で合意★★★

中国国家知識産権局の楊鉄軍副局長は6月4日、世界知的所有権機関(WIPO)特許協力条約(PCT)事業部の訪中代表団一行と北京で会談した。

楊副局長は、PCT制度普及や関連法律の改善などを含む、WIPOとの長期にわたるPCT協力事業を評価し、さらに、PCT関連実務で双方が交流を展開し、意思疎通をさらに強化して、中国のPCT事業の発展をともに推し進めていきたいと表明した。

中国のPCT国際出願件数は現在、世界3位となっている。WIPO・PCT事業部の責任者は、中国がPCT制度活用で収めた一連の成果を評価した上、PCT分野で引き続き交流を進め、協力を一層強化してほしいと語った。

(出典：国家知識産権戦略網 2014年6月6日)

★★★4. 林業局、植物新品種に関する権利侵害摘発特別行動の活動プランを発表★★★

国家林業局は現在から11月末まで、全国で植物新品種に関する権利侵害摘発特別行動を実施する。同局関係者が16日明らかにした。

国家林業局がこのほど発布した「2014年国家林業局、植物新品種に関する権利侵害摘発特別行動の活動プラン」によると、特別行動の目標は、全国で林業植物新品種を侵害、詐称する違法行為を取り締まることで、違法行為の効果的な抑止と取引の規範化、イノベーション促進などを旨とする。特に観葉植物と経済林に関する侵害、詐称行為に重点を置き、権利者の許諾を得ずに営利目的の生産、販売を行うこと、販売する際に登録名称を使用しないことなどの摘発を強化するとされている。

(出典：中国知識産権资讯网 2014年6月18日)

★★★5. 国家版權局など4部門、「劍網2014」特別行動を実施★★★

国家版權局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部は6月12日、北京で全国著作権法執行監視管理活動シンポジウムを共催した。4部門は会議で、6月から11月にかけてインターネット上の著作権侵害と海賊版を取り締まる第10回「劍網」特別行動を共同で実施すると発表した。

会議ではまた、昨年の「劍網」特別行動で優れた実績を収めた団体、個人を表彰する賞の選定結果が発表され、中国知識産権報は団体部門の3等を受賞した。

今年の特別行動「劍網2014」は、デジタル著作権の保護、ネット転載の規範化、権利保護活動の支援、権利侵害・海賊版の厳罰——の4つを重点任務としている。

(出典：国家知識産権戦略網 2014年6月13日)

★★★6. 国家林業局、権利侵害行政処罰事件情報公開に関する実施細則を発布★★★

国家林業局はこのほど、模倣品製造販売と権利侵害関連の行政処罰事件に関する情報公開活動の実施細則を作成、発布した。7月1日より施行される。

この実施細則によると、植物新品種権利者の営業秘密に関わった行政処罰事件の情報を公開する前に、国家林業局は権利者の意見を聞くことが義務付けられる。権利者が公開を拒否した場合、国家林業局は関連情報を公開してはいけない。

公開される対象範囲は、国家林業局が調査、摘発した▽林業種苗に関する模倣品、劣悪品と▽林業植物新品種権に関する侵害事件が含まれる。行政処罰決定が下された20営業日以内に国家林業局の公式サイトで公表される。

(出典：国家知識産権網 2014年6月11日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 河北省、民間企業発展推進の意見を発布、職務発明を奨励★★★

河北省人民政府が先日発表した「民営経済発展加速の推進に関する若干意見」で、民間企業の技術イノベーション推進が主要任務とされたうえ、職務発明奨励体制の整備に関する規定が明記された。

「若干意見」によると、職務発明の特許出願・登録を行った民間企業に、政府がその費用の9割を補助する。企業が1つの発明を複数の国家で特許出願した場合、最高で5カ国での出願費用が補助される。このほか、職務発明の有効期間における職務発明者、設計者の収益権などに関する内容も盛り込まれている。

職務発明奨励体制の整備で河北省の民間企業の技術イノベーションを推進し、民間企業の発展に相応しい良好な環境を構築することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2014年6月9日)

★★★2. 北京市所管企業300社の正規版化作業、年内達成を目指す★★★

北京市は今年、所管の2級、3級企業合わせて300社でソフトウェア正規版化作業を実施し、11月末までに完成することを目指している。このほど開かれた北京市2014年度市所管国有企業正規版ソフトウェア導入活動動員会議でわかった。

北京市は2012年、国有企業9社の正規版導入パイロット事業を終了し、2013年4月に所管企業すべてを対象にした全面的な展開を始めた。昨年末時点、国有企業140社の総本部と主要子会社で正規版化を実現した。

北京市の正規版ソフトウェア導入活動連絡会議弁公室の責任者によると、同弁公室は今年の正規版導入活動で、企業との意思疎通を強化し、定期連絡制度を確立して、企業の正規版ソフトウェア導入を後押しする方針である。

(出典：国家保護知識産権網 2014年6月6日)

★★★3. 深セン市：国家自主イノベーションモデル区建設へ★★★

深セン市はこのほど、國務院から国家自主イノベーションモデル地区に認定され、科学技術特区の設立を目指す計画だ。4日に開催された深セン市政府常務会議で明らかになった。都市単位でイノベーションモデル区が建設されるのは深セン市が初めて。

同モデル区は北京の中関村や武漢市(湖北省)の東湖ハイテク産業開発区、上海の張江ハイテク産業開発区に継ぐ、4カ所目のイノベーションモデル区となる。総面積は397平方キロ、同市の10の行政区や新区の産業用地をカバーしている。同面積は、深センハイテク産業開発区の35倍の大きさに相当し、これまでの経済特区の面積より大きいため、「科学技術特区」とも呼べる。

深セン市は近年、基礎研究の促進、イノベーション体制の整備に力を入れている。シーメンス、シスコ、アマゾンなど世界トップ500の企業は研究開発センターを深セン市に設けている。今後はより多くの国家レベルの研究施設を誘致し、イノベーション体制を構築、整備するよういっそう努めて行くことにしているという。

(出典：新華網 2014年6月5日)

★★★4. 遼寧省、行政法執行と刑事司法の情報共有システムを開通★★★

遼寧省の知的財産権侵害、模倣品摘発に関する行政法執行・刑事司法情報共有システムはこのほど、正式に運用開始された。

知的財産権侵害と模倣品摘発活動指導グループの加盟機関の責任者らが出席した、システム開通に関する会議で、各加盟機関の連絡担当者が指定され、システムの使用方法が説明された。

同システムを通じて、各機関は事件のオンライン移送、処理と業務交流、情報共有などを実現できる。犯罪の疑いがある違法事件の司法機関への移送手続の迅速化、行政法執行機関と刑事司法機関との協力・交流の強化、犯罪行為摘発の効率向上につながるものとみられる。

(出典：国家知識産権網 2014 年 6 月 13 日)

★★★5. 四川省、専利出願の質向上に向け 7 施策を打ち出す★★★

四川省知識産権局は、このほど発布した「全省の専利出願の質を一層向上させる活動に関する実施意見」で、専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願の質を絶えず向上させ、専利制度によるイノベーション奨励、保護の役割を発揮し、四川省のイノベーション発展と産業グレードアップを促す方針を明らかにした。

7 つの施策が盛り込まれているこの「実施意見」は、「量も質も重視、品質優先」の原則を強調し、四川省の各地方に対し、特許出願の比例、特許登録率、PCT 出願件数、専利維持率などの指標を専利業務評価システムに組み入れるよう求めている。

「実施意見」にはまた、企業による戦略的な知的財産権協力組織の結成、「企業知的財産権管理規範」の導入、専利代理サービスの質向上に関する内容が盛り込まれている。

(出典：中国知識産権资讯网 2014 年 6 月 12 日)

★★★6. 北京と天津、第 3 回京交会の知的財産権保護で提携★★★

北京・天津・河北専利（特許、実用新案、意匠を含む）保護協力メカニズム整備の一環として、北京と天津の知識産権局は、先日開催された第 3 回中国（北京）国際サービス貿易交易会（京交会）で提携し、天津市知識産権局が要員を派遣して北京市知識産権局とともに展示会での知的財産権保護に取り組んだ。

天津市知識産権局の関係者は開催期間中、天津市企業の展示エリアを訪れ、天津市出展企業の知的財産権保護に対する要望を聞き、知的財産権保護に関するサービスを提供した。このほか、天津市知識産権局と北京市知識産権局、北京市工商局、北京市版權局、北京市知的財産権保護通報サービスセンターは、出展企業向けのコンサルティングサービス、事件調査などを共同で実施し、地域を跨ぐ専利関連行政事件の対応策について意見を交した。

(出典：国家知識産権網 2014 年 6 月 10 日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 東芝、フラッシュメモリー特許侵害で台湾企業 4 社を提訴★★★

東芝は 3 日、同社の保有する NAND 型フラッシュメモリーの特許権を侵害したとして台湾企業 4 社を台湾知的財産権裁判所に提訴したと発表した。

被告 4 社は台湾のパワーチップテクノロジーとパワーフラッシュテクノロジー、ゼンテルエレクトロニクス、シーティーシー。4 社が半導体の回路の書き込みに関する特許を無断で使い、製造・販売を行っているとし、東芝は 1 億台湾ドルの損害賠償金と関連製品の製造販売の差し止めを求めている。

東芝は 1987 年に世界で初めて、スマホに幅広く使われている NAND 型フラッシュメモリーを開発した。これまで東芝は、パワーチップテクノロジーに対し特許の不正利用に関して協議を申し入れていたが、一切応答がなかったため、提訴に踏み切った。

(出典：商務部公式サイト 2014 年 6 月 8 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 四川省、権利侵害・模倣品摘発活動計画に関する意見を発布★★★

四川省政府弁公庁はこのほど、「2014年度の四川省権利侵害模倣品摘発活動計画に関する意見」を發布し、産業と民生の重点分野、主要商品を対象に権利侵害、模倣品関連犯罪を摘発する特別行動を実施するよう求めた。

「意見」には、権利侵害、模倣品摘発の主要任務として、▽インターネットにおける権利侵害、模倣品の摘発、▽植物新品種、営業秘密、商標権、著作権、特許権を侵害した違法行為の摘発、▽知的財産権税関保護の強化、▽ソフトウェア正規版化作業の推進——などが挙げられている。

「意見」はまた、四川省で権利侵害、模倣品摘発に関する制度整備を一層強化し、行政処罰事件の情報公開を推進することを要求した。

(出典：四川省人民政府サイト 2014年6月3日)

★★★2. 広東省、模倣品摘発指導グループ会合を開催、次段階活動方針を決定★★★

広東省の権利侵害・模倣品摘発活動指導グループはこのほど会合を開き、「模倣品製造販売と知的財産権侵害関連行政処罰事件の情報公開に関する監視管理弁法」を審議し、次の段階の活動方針を明らかにした。

グループ長を務める陳雲賢・副省長が会合に出席し、議長役を務めた。副省長は広東省が権利侵害、模倣品摘発で収めた成果を総括した上、各部門に対し、権利侵害、模倣品摘発活動を長期的任務として引き続き強化していくよう求めた。

陳副省長によると、広東省は今後、指導体制の整備、行政処罰情報の公開、インターネット関連事件の摘発強化、行政法執行と刑事司法との連携などに重点を置いて権利侵害、模倣品摘発活動を一層推進する方針である。

(出典：国家知識産権網 2014年6月3日)

★★★3. 雲南省、電子商取引分野の専利法執行特別行動を実施★★★

雲南省知識産権局はこのほど、「電子商取引分野における専利法執行、権利保護特別行動の実施に関する通達」を出し、電子商取引関連の専利（特許、実用新案、意匠を含む）権侵害などの違法行為を効果的に摘発、抑制するよう求めた。

省知識産権局は、特別行動を通じて電子商取引分野の快速な法執行メカニズムと権利保護の長期体制を構築し、権利者や開発者、消費者のために安心できる電子商取引環境を整えることを強調した。

通達によると、雲南省各地方の知識産権局はそれぞれの管轄区域のオンライン店舗が関わった知的財産権関連紛争の調停、処理を担当する。権利侵害が確認された場合、ショッピングサイトの運営者に商品情報の削除や閉店などの措置を指示することが義務付けられている。

(出典：国家知識産権戦略網 2014年6月13日)

★★★4. 中国とフランス、偽ワイン撲滅で提携、フランス産ワインを保護★★★

中国とフランスは、フランス産ワインに「原産地保護製品」ラベルを付けて、メーカーと消費者の権益保護に共に取り組むことで合意した。

フランス産ワインは中国で「純正」、「上品」の同義語であるように、高い人気がある。一方、よく売れる銘柄を模倣した商品が市場に出回るなど、権利侵害が深刻。不法業者はフランスメーカーの技術、外観を模倣した商品を、「フランス産ワイン」と偽り、非常に安い価格で販売し、真実を知らない低所得者層の消費者を騙している。

ブランドメーカーと消費者の利益を保護するために、知的財産権保護とイノベーション奨励の政策を進めている中国政府は今回、積極的にフランスと提携し、「原産地保護製品」認証制度を導入した。最新技術を駆動した模倣品対策の一環とみられる。

(出典：中国新聞網 2014年6月9日)

○ 統計関連

★★★1. 広東省、新エネルギー車の特許出願件数が7669件、国内最多★★★

広東省知識産権局と華南理工大学が共同発表した「新エネルギー自動車産業特許分析・早期警報」報告書で、広東省の新エネルギー車産業における特許出願は全国の14.5%を占め、国内最多であることが分かった。

報告書によると、広東省の2009～2013年の新エネルギー車関連特許出願件数は7669件に達している。内訳は、純電気自動車が949件、プラグインハイブリッド電気自動車が425件、燃料電池自動車が98件、リチウムイオン電池が4354件、駆動モータが1808件、車両制御が35件。企業別に見れば、比亞迪が広東省企業の中で最も多い626件を出願している。

報告書はまた、広東省は産業配置の合理化、関連施設の整備、企業・研究機構の研究開発強化に一層取り組むべきだと指摘した。

(出典：国家知識産権網 2014年6月5日)

★★★2. 中国が世界一の産業用ロボット市場に＝中国ロボット産業連盟統計★★★

中国ロボット産業連盟が17日に発表したデータによると、ここ数年、中国では産業用ロボットの販売が急増し、2013年に世界一の産業用ロボット市場となった。

これは、中国ロボット産業連盟が国際ロボット連合会とデータ交換により統計を行ったもの。中国が2013年に購入した産業用ロボットは、前年比約60%増の3万6560台。日本の2万6015台、米国の2万3679台を大幅に上回った。うち、国内企業が販売したロボットは9500台を超え、販売高は前年より約66%伸び、外資系企業が中国で販売した産業用ロボットは前年より2割増えた。2013年、中国市場で販売された産業用ロボットは世界シェアの5分の1を占めるようになった。これにより、中国は日本を抜いて世界一の産業用ロボット市場になった。

産業用ロボットの応用を業界別にみると、外資系企業に比較的に集中しており、自動車業界は5割弱、電子製品の製造業や金属加工業はそれぞれ1.4割と1割を占めているという。

(出典：新華網 2014年6月17日)

○ その他知財関連

★★★1. 甘紹寧・SIPO 副局長、米 AIPLA 代表団一行と会談★★★

国家知識産権局(SIPO)の甘紹寧副局長が6月10日、米国知的所有権法協会(AIPLA)代表団一行と北京で会談した。双方は共に関心を寄せる知的財産権問題について交流を行った。

AIPLAと中国知的財産権研究会は2005年、毎年相互訪問することで合意している。甘副局長は、要員訪問や国際交流イベントの共催を含む、双方が実施した一連の協力事業を評価し、さらに、代表団の訪問を通じて、中米両国の知的財産権分野における交流を一層強化し、両国の知的財産権分野の非政府組織(NGO)間の協力を促すことを期待すると語った。

AIPLAの会長であるウェイン・ソボン氏(Wayne P. Sobon)は、SIPOのサポートに感謝の意を表し、双方の協力を一層深めていきたいと期待を示した。

(出典：国家知識産権網 2014年6月13日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved